

国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則

平成29年12月15日

国家戦略特区ワーキンググループ座長決定

1 目的・趣旨

国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）が開催するヒアリング（以下単に「ヒアリング」という。）における議論について、運営ルールの明確化により、その透明性及び公平性の更なる向上を図るため、これまでのワーキンググループの運営実績を踏まえ、国家戦略特区ワーキンググループ運営要領（平成25年5月10日国家戦略特区ワーキンググループ決定。以下「運営要領」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、ヒアリングを実施する際の手続き並びに議事要旨及び議事録の作成及び公開について必要な事項を定める。

2 ヒアリング

- (1) 座長は、提案に係る規制改革事項の実現に向けて、委員が自治体、民間事業者等の提案者及び関係省庁（以下「提案者等」という。）から提案内容の説明及び意見聴取などを受けるため、ヒアリングを開催することができる。
- (2) 座長は、提案者の希望に従い、会場の都合など特段の事情が無い限り、提案者以外の者の陪席を認めることができる。ただし、その発言は認めないこととする。

3 議事録・議事要旨

- (1) 議事要旨及び議事録並びに配布資料（以下、議事要旨等）の公表に当たっては、あらかじめ、提案者等に公表内容を確認するものとする。
- (2) 議事要旨についてはヒアリング後速やかに、議事録についてはヒアリング後4年後を目途に、それぞれ公表するものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、議事要旨等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区の制度運用に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、座長は、そのおそれが存すると認める間に限り、議事要旨等の全部又は一部を非公表とすることができる。
- (4) 2 (2) に定める者の氏名及び役職は、提案者が特に希望する場合に限り、議事要旨等に掲載するものとする。

以 上